

令和6年度 船橋市立行田西小学校課外部活動に係る活動方針

令和6年4月
船橋市立行田西小学校
校長・杉水 純子

1 学校教育目標

「心身ともに健康で実行力のある児童」の育成

- ◎よく考え、進んで学習する児童（知）
- ◎明るく、思いやりのある児童（徳）
- ◎健康で、がんばりとおす児童（体）



2 基本方針

課外部活動は、児童の生きる力を育成し、豊かな学校生活を経験するための教育の一環として位置づけられる。スポーツや音楽に自主的・自発的な参加により行われる活動を通して、児童の心身の成長と能力の育成が図ることができる。

3 課外部活動の意義

- (1) スポーツや音楽の楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かな文化的・健康的な生活を送る資質や能力を育てる。
- (2) 体力の向上や健康増進、豊かな情緒の育成につながる。
- (3) 自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成する。
- (4) 努力による達成感、充実感を味わうことで意欲や自己肯定感をもつことができる。
- (5) 互いに競い、励まし、協力する中で友情を深めるとともに、学級や学年を離れて仲間や指導者と密接にふれ合うことにより学級内とは異なる人間関係の形成につながる。

4 今年度の設置部活動と指導者

- (1) 男子バスケットボール部（指導者2人）
- (2) 吹奏楽部（指導者3人）

※部活動指導者は、教員の人事異動等があるため、年度ごとに決める。

5 参加対象児童

3年～6年の希望する児童で保護者の承諾を得た者

6 活動計画の作成

- ・課外部活動指導者は、毎月の活動計画（活動日時・場所・休養日及び退会参加日等）を作成し、校長の決裁を受ける。決裁後、所属児童に配付する。
- ・活動計画が下記の活動時間及び休養日の基準に合わない場合、課外部活動の指導者は管理職に申し出、校長の許可を得る。

7 適切な指導の実施

(1) 安全安心な活動

- ・校長及び課外部活動指導者は、児童の心身の健康管理（熱中症やスポーツ障害・怪我の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメント・いじめの根絶を徹底する。
- ・大会やコンクール等での成績のみを重視して過重な練習を児童に強いることがないようにし、児童の健全な心身と豊かな人間性を育むためのバランスのとれた活動とする。
- ・指導者が不在の場合、校内での支援体制がとれない場合は活動を休止とする。

(2) 効果的な指導

- ・課外部活動指導者は、科学的な見地から、休養を適切に取りつつ短時間で効果が得られる指導を行うように努める。
- ・児童の体力や技能の向上や生涯を通じて文化的な生活を楽しむ基礎を培うことができるように、児童とのコミュニケーションを十分に図り、児童の活動意欲を持続させ高める指導の工夫に努める。
- ・学級担任と課外部活動指導者は、相互に理解、支援し合うなど組織的に取り組む。

8 活動時間と最終下校時刻

(1) 活動時間

①平日

- ・1日の活動時間は2時間程度とする。

②学校の休業日

- ・1日の活動時間は3時間程度とする。（練習試合、大会等を除く）

③長期休業中

- ・活動時間を勤務時間内に設定する。

午前8時10分～午後4時40分

(2) 最終下校時刻 午後6時30分

※上記の時間を超えて活動する必要がある場合は、校長の許可を得て保護者の迎えを依頼する。

※学校行事や職員の会議等で実施しない日もある。

9 休養日

①学期中

- ・平日→1日以上
- ・土曜日及び日曜日→1日以上

※大会等で土曜日及び日曜日に2日続けて活動した場合は、その前後の週において、平日の練習回数を減らす。

②長期休業中

- ・①の学期中に準じる
- ・児童が課外部活動以外にも多様な活動を行うことができるように、ある程度長期の休養期間を設ける。

夏季休業中→1週間以上

冬季休業中→1週間程度

10 保護者との連携・協力

課外部活動は教育課程外の活動であることから、保護者の理解と協力なくしては、課外部活動の取り組みを充実することはできない。そのために、以下の事項について、保護者の協力を得られるように努める。

- ・大会や練習試合、コンクール等の会場への児童の引率
- ・用具や楽器等の運搬
- ・学校休業日の練習や大会等での救護
- ・活動に必要な物品等の購入と管理
- ・課外部活動での会計管理
- ・課外部活動の連絡網の管理（指導者からの連絡伝達のため）
- ・審判、練習の補助等

参考

『運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン』平成30年3月 スポーツ庁

『運動部活動での指導のガイドライン』平成25年5月 文部科学省

『安全で充実した運動部活動のためのガイドライン』平成30年6月 千葉県教育庁

『船橋市運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン』

平成30年12月船橋市教育委員会